

# 安心サポート制度

新型コロナ  
ウイルス感染による  
入通院も補償

傷害コース

(傷害コース)傷害総合保険

ここがうれしい!! 安心サポート制度「傷害コース」の特長!!

新型  
コロナウイルス  
感染症による  
入通院等も  
補償

団体割引  
30%適用

地震での  
ケガも補償

日常生活  
24時間補償

役員・従業員の  
福利厚生制度  
に活用

## 【傷害コース】保険金お支払事例

### 《個人型(P2型)にご加入の場合》

近所へ往診中、自転車で転倒し左腕を骨折。10日間の入院後、のべ16日間通院した。  
入院・通院保険金として、合計310,000円お支払い。

入院保険金:1日15,000円×10日=15万円

通院保険金:1日10,000円×16日=16万円

(※)実際のお支払いはケガの程度  
等によって異なります。



さらに  
自転車等の  
日常生活の  
事故による  
法律上の  
賠償責任に  
備える特約も  
セット

### 自転車事故による損害賠償責任<sup>(※)</sup>



・自転車で通行中、歩行者に  
ぶつかりケガをさせてしまった。

自転車 対 歩行者

自転車 対 自動車

自転車 対 自転車

(※)往診中の自転車による賠償事故は業務中のため本保険  
の対象にはなりません。

(※)2020年4月1日より東京都で義務化された自転車事故  
による賠償責任補償にも対応しています。

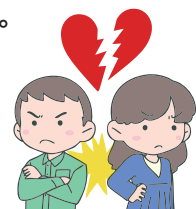
### オプション

#### 弁護のちから ~弁護士費用補償~

(※)個人型にのみセットできます。

日常生活における以下の法的トラブルを  
解決するための法律相談費用、弁護士  
委任費用を補償します。

- 被害事故
- 人格権侵害
- 借地または借家
- 遺産分割調停
- 離婚調停



保険契約者

公益社団法人 東京都医師会

加入者

東京都医師会会員の先生(開設者、勤務医等形態を問いません。)  
開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)

被保険者

会員の先生とご家族、役員・従業員  
(加入者が法人の場合、理事長が会員である場合に限りです。)

保険期間

2022年1月1日午後4時から1年間

申込締切日と保険責任  
開始日・保険料振替日

中途加入の受付(随時):毎月10日締切で、翌月1日から保険責任開始  
保険料は、原則保険責任開始月の翌月27日にご指定口座より毎月引落し

# プランと月払保険料

(保険期間1年・団体割引30%適用・職種級別A級)

特定感染症危険補償特約、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償内容	個人型		夫婦型		家族型	
	P1	P2	M1	M2	F1	F2
<b>本人</b>						
死亡・後遺障害保険金額	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円
入院保険金日額	10,000円	15,000円	15,000円	20,000円	10,000円	15,000円
手術保険金	入院保険金日額の5、20、40倍(*)					
通院保険金日額	5,000円	10,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円
介護保険金(年額)	360万円	360万円	360万円	360万円	360万円	360万円
被害事故補償保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
<b>配偶者</b>						
死亡・後遺障害保険金額			2,000万円	3,000万円	2,500万円	3,000万円
入院保険金日額			5,000円	10,000円	10,000円	15,000円
手術保険金			入院保険金日額の5、20、40倍(*)			
通院保険金日額			2,500円	5,000円	5,000円	10,000円
介護保険金(年額)			360万円	360万円	360万円	360万円
被害事故補償保険金額			1億円	1億円	1億円	1億円
<b>その他親族</b>						
死亡・後遺障害保険金額					1,000万円	2,000万円
入院保険金日額					5,000円	10,000円
手術保険金					入院保険金日額の5、20、40倍(*)	
通院保険金日額					2,500円	5,000円
介護保険金(年額)					360万円	360万円
被害事故補償保険金額					1億円	1億円
<b>共通</b>						
個人賠償責任補償	1億円					
月払保険料(円/月)	5,570	9,270	10,050	15,480	13,650	22,680

<b>弁護のちから</b> (弁護士費用補償)	<b>BNG</b>
法律相談費用	通算10万円限度(自己負担額1,000円)
弁護士委任費用	通算300万円限度(自己負担割合10%)
月払保険料(円/月)	610

(\*)<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍  
 <重大手術以外の場合>  
 入院中の手術:入院保険金日額の20倍  
 外来の手術:入院保険金日額の5倍  
 ※弁護士費用補償は個人型にのみセットできるオプションです。

※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**お問い合わせ・お申込みは駿河台厚生企画まで! 今すぐFAX:03-3292-7664**

<下記に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお問い合わせください。駿河台厚生企画または募集代理店よりご連絡致します。>

お名前 (医療機関名)	生年月日	年 月 日 満( )歳
	E-mail	
ご住所	〒 - 市区郡	
連絡先お電話	( )	連絡先FAX ( )
ご記入日: 20 年 月 日		

右記ご希望の項目に  をお付けください。  加入したい  詳しい説明を聞きたい  詳しい資料が欲しい  電話が欲しい

取扱幹事代理店は先生方からご提供いただいた上記、加入希望書記載の個人情報を引受保険会社(損保ジャパン)より委託を受けて行う安心サポート制度およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

## ■募集代理店(お問い合わせ先)

## ■取扱幹事代理店

公益社団法人 東京都医師会 福利厚生事業代行会社  
**有限会社 駿河台厚生企画**  
 〒101-0062  
 東京都千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階  
**TEL:03-3292-7663【平日9:30~17:30】**  
 FAX:03-3292-7664  
 E-mail:skk-tma@carol.ocn.ne.jp  
 http://surugadai-tma.jp



▲当社ホームページにアクセスいただけます。各種団体保険制度等をご参照ください。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 東京公務開発部 営業開発課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5420【平日9:00~17:00】